



参考資料

企水経第5052号
令和3年12月24日

宮城県企業局経営審査委員会委員長 殿

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

運営権者の行う業務の運営に関する調査審議について（諮問）

このことについて、公営企業の設置等に関する条例（昭和49年宮城県条例第8号）第21条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

諮問事項

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の実施にあたり、運営権者が作成する各種事業計画書（全体事業計画書，中期事業計画書ほか）の適正性について、答申していただくよう求めるもの。